

海業推進に向けた政策について

令和5年12月13日
水産庁計画課

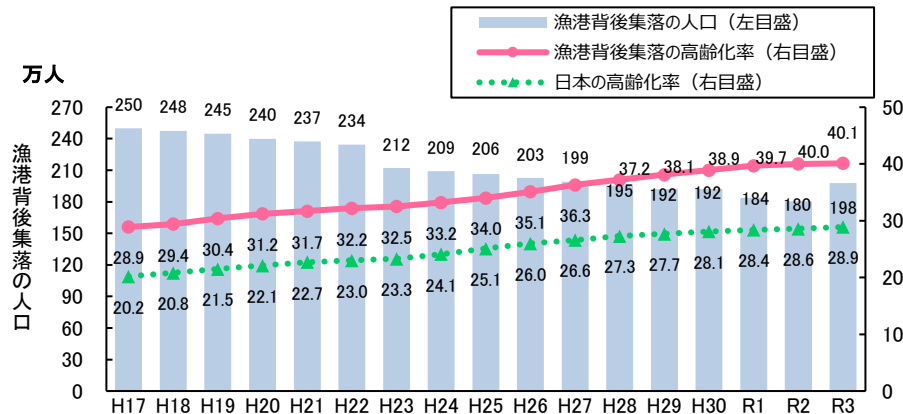
海業の推進について

- 漁村では、全国平均を上回る速さで人口減少や高齢化が進行し、活力が低下。
一方、漁村の交流人口は約2千万人と大きなポテンシャルを有しており、漁村の賑わいの創出が重要。
- 豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業（うみぎょう）※の推進により、地域の所得向上と雇用機会の確保を図ることが必要。

※海業（うみぎょう）：漁村の人々が、海や漁村に関する地域資源の価値や魅力を活用して所得機会の増大等を図る取組

■ 漁村の交流人口及び交流施設の設置状況の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
交流人口（千人）	19,752	19,854	20,024	20,222	18,558
水産直売所等の交流施設（箇所）	1,421	1,371	1,390	1,451	1,490



資料：漁港背後集落の人口推移と高齢化率は水産庁調べ、全国の高齢化率は総務省「人口推計」（国勢調査実施年は国勢調査人口による）
 （注1）高齢化率とは、各区分ごとの総人口に占める65歳以上の人口の割合。
 （注2）平成23（2011）～令和2（2020）年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手、宮城及び福島県の3県を除く集計。



■ 海業の場として漁港を活用



水産物販売施設



岸壁前に立地するレストラン



漁業体験



漁村の魅力を活かした宿泊（泊泊）



水域を活用した増養殖



陸上養殖施設



新たな水産基本計画の基本的な方針



前計画

浜単位での所得向上による漁業の成長産業化や資源管理の高度化を推進

施策の方向性

〇産業としての生産性向上と所得の増大

①沿岸漁業については、「浜」単位での所得向上の取組の展開（浜プラン）

②沖合漁業・遠洋漁業については、国際競争力の強化

〇水産資源とそれを育む漁場環境の適切な保全・管理

〇水産業・漁村の持つ多面的機能の十分な発揮



情勢の変化

〇水産改革の実施

①漁業法の改正 → 科学的根拠（MSY）に基づく新たな数量管理の導入。それを実現するためのロードマップの策定（漁獲量444万トンの目標を設定等）

②養殖戦略の策定 → マーケットイン型養殖業への転換

③輸出戦略の策定 → 1.2兆円の水産物の輸出目標に向けた取組

〇自然環境・社会経済

①地球規模の環境変化

→ サンマ、イカ、サケ等の不漁の長期化 等

②SDGs等の環境問題への国際的な取組の広がり

→ カーボンニュートラルの推進

③社会全体でのデジタル化の進展

④新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の制限や個人の行動様式の変化

新計画

持続性のある水産業の成長産業化と漁村の活性化の実現

①海洋環境の変化への適応も踏まえた資源管理の実施

②持続性のある水産業の成長産業化

③漁業以外の産業の取り込みによる漁村の活性化の実現

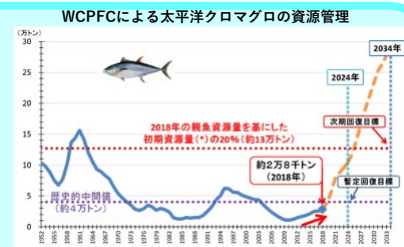
✓第一の柱：海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

●水産資源管理の着実な実施

・ロードマップに沿った着実な実行（I Q導入等）

●海洋環境の変化への対応

・海洋環境の変化を把握し、資源評価に適切に反映できる調査体制を充実
・さけ・ますふ化放流事業の改善等
・複数の漁法等による複合的な漁業への転換等



✓第二の柱：増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

●漁船漁業の構造改革

・複数の漁法等による複合的な漁業への転換等

●養殖業の成長産業化

・大規模沖合養殖システムの推進

●輸出拡大

・輸出目標の達成

●人材育成

・デジタル人材の確保・育成

●経営安定対策

漁獲対象種・漁法の複数化



沖底・いか釣り兼業船（兵庫県）
沖底といか釣り操業を組合せ、収益の安定化

大規模沖合養殖システム



ギンザケ養殖（鳥取県）
※日敏エンジニアリング株式会社
大型浮沈式生簀や遠隔自動給餌システムによる省力化・生産性の向上

✓第三の柱：地域を支える漁村の活性化の推進

●漁業の振興に向けた漁協の連携強化、海業を含めた漁港の再編・拡充を通じた漁村の活性化

①市場機能の集約や漁協の事業連携などによる水産業の生産性向上、付加価値向上等による漁業の振興

②海業（うみぎょう）など漁業以外の産業の取り込みによる漁村の活性化

●各種施策の展開

①水産バリューチェーンの構築、IUU漁業対策など加工・流通・消費施策の展開

②藻場・干潟の保全など多面的機能の発揮、漁場環境の保全等

③防災・減災、国土強靱化

水産物の直販施設



漁村での体験・宿泊（渚泊）



※海業とは、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの

新たな漁港漁場整備長期計画のポイント

重点課題

産地の生産力強化と輸出促進による 水産業の成長産業化

海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による 持続可能な漁業生産の確保

「海業」^{うみぎょう}振興と多様な人材の活躍による 漁村の魅力と所得の向上

目指す姿と主な施策

ア 拠点漁港等の生産・流通機能の強化

- ◆ 圏域計画に基づく産地市場等の集出荷機能や製氷施設等の準備機能等の再編・集約
- ◆ 漁船の大型化に対応した岸壁の延伸や泊地の増深
- ◆ 輸出先国の基準・ニーズに対応した高度衛生管理や安定供給のための漁港機能の強化

イ 養殖生産拠点の形成

- ◆ 養殖適地の拡大のための静穏水域の確保・活用、漁場環境の改善
- ◆ 種苗の確保から加工・流通に至る一体的な施設の整備

ア 環境変化に適応した漁場生産力の強化

- ◆ 漁獲対象魚種の多様化に対応した漁場整備
- ◆ フロンティア漁場整備や水産生物の生活史を踏まえた広域的な水産環境の整備等の資源管理の取組と連携した漁場整備
- ◆ ハード・ソフト一体的な藻場・干潟対策

イ 災害リスクへの対応力強化

- ◆ 大規模地震・津波等に備えた漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化、浸水対策
- ◆ 漁港・漁村における就労者等の避難対策
- ◆ 機能保全計画に基づく、予防保全型の老朽化対策への転換

ア「海業（うみぎょう）」による漁村の活性化

- ◆ 地域の漁業実態に即した施設規模の適正化と漁港施設の再編等による漁港の利活用環境の改善
- ◆ 漁港と地域資源を生かした「海業（うみぎょう）」等の振興と漁港に関連産業を集積させるための仕組みづくり
- ◆ ポストコロナを見据えた渚泊やワーケーション等の交流人口・関係人口の創出

イ 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

- ◆ 越波防止や防風施設整備等の安全対策の推進
- ◆ 浮体式係船岸や岸壁、用地等への屋根整備など軽労化施設の整備
- ◆ 漁村における漁業集落排水施設や漁業集落道など、快適な生活環境の整備

主な成果目標

- 流通拠点漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合
45% (R3) ⇒ おおむね70% (R8)
- 漁港・漁場整備や漁港の活用を図る養殖生産拠点地域において、生産の維持・拡大により確保する養殖生産量
おおむね100万トン 等

- 水産資源の回復や生産力の向上のための漁場整備による水産物の増産量
5年間でおおむね6.5万トン
- 藻場の保全・創造の取組を実施する**全ての海域**において、取組実施箇所の**藻場面積を維持・回復**させる
- 流通拠点漁港における、被災後の水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合
27% (R3) ⇒ おおむね70% (R8) 等

- 漁村の活性化により都市漁村交流人口を増加
5年間でおおむね200万人
- 漁港における新たな「海業」等の取組件数
5年間でおおむね500件

※海業（うみぎょう）：海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業をいい、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの

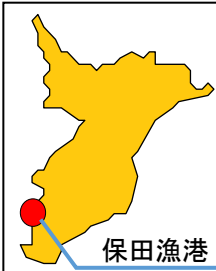
（共通課題）社会情勢の変化への対応

- ・グリーン化の推進（設備等の電化、給電施設の整備、省エネ対策、再生可能エネルギーの導入、藻場の保全・創造 等）
- ・デジタル社会の形成（産地市場の電子化の普及、海域環境観測システムの活用、ICTやドローン・ロボット技術の活用促進 等）
- ・生活スタイルの変化への対応（消費者ニーズに対応できる水産物の提供体制づくり、衛生管理と併せた感染症対策、移住・定住や交流の受入環境づくり 等）

海業の取組事例（千葉県鋸南町・保田漁港）

概要

- 保田漁港では、魚価低迷等により漁協の経営が厳しくなる中、水産物の付加価値向上や直販等による収益向上が課題。
- このため、漁協では、補助用地を町単独用地と交換することなどにより漁港用地を有効活用し、地元の魚を活用した魚食普及食堂「ばんや」をオープンするとともに、温泉宿泊施設や観光定置網等の事業を積極的に展開。
- これにより、地元水産物の利用拡大とともに雇用の増加が図られるなど、地域水産業の活性化に大きく寄与。
- 最近では、近くに整備された道の駅「保田小学校」との連携により、更なる集客数増加に向けた取組を展開中。



対策

外観



第三ばんや(H20)

店内から海を望む→

ばんや内観



【第一、二ばんや】

- ・漁港区域内にある町有地の占用を許可

【第三ばんや】

- ・町単独用地と補助用地を交換
- ・漁港施設用地利用計画を変更
- ・農山漁村活性化プロジェクト交付金を活用

マリナー

交換

第一、二ばんや(H7、H12)

ビジターバス(H12)

憩いの家・ばんやの湯(H15)

地産食材



定置網見学



温泉宿泊施設



○道の駅「保田小学校」との連携（H28.12オープン）



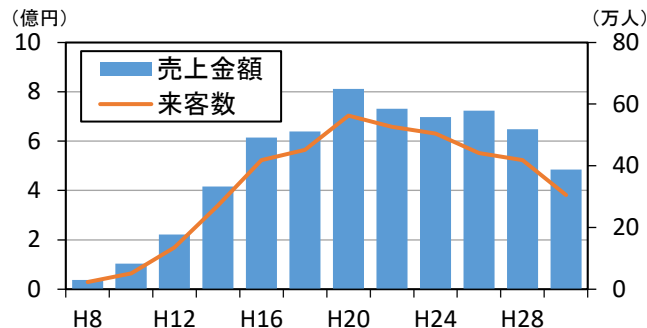
道の駅「保田小学校」



保田漁港近くに、廃校となった小学校を活用し「道の駅」がオープン。「ばんや」との相乗効果で更なる集客を目指す。

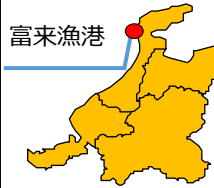
効果

○年間約40万人が来訪し、約6億円の売上



海業の取組事例（石川県志賀町・富来漁港）

- 漁港内の静穏水域を活用して、定置網で漁獲したサバ等の蓄養や、トラウトサーモンの養殖を実施。
- 漁港施設用地（補助用地）と単独用地の交換により、飲食店（回転寿司）と直売所を開店し、蓄養・養殖した新鮮な魚介類を来訪者に提供。
- 漁港来訪者の大幅な増加とともに、新たな雇用創出と漁業者の所得向上を実現。



地元の定置網漁業を営む会社が運営

回転寿司西海丸(H27.2開店)



店内から漁港を望む



地元の漁業協同組合が運営

直売所「西海丸」(H26.10開店)



補助用地と
県単独用地の交換

漁港水域の
利用

蓄養・養殖水面

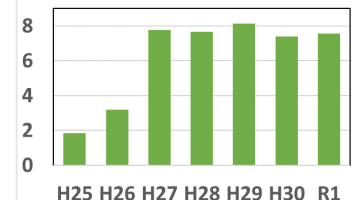
海水交換型防波堤



効果

- 富来漁港の来訪者約 8 万人(R1)
- 地元雇用者数 8人(R1)
- 寿司店売上8.9千万円
直売所 1 億 1 千万円 (R1)

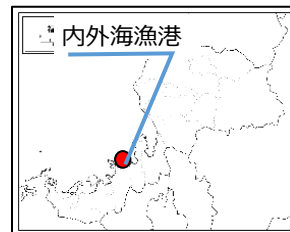
(万人) 富来漁港の来訪者



活用した漁港施設	水域、漁港施設用地（漁具保管修理施設用地）
実施時期	平成26年度
事業実施主体	(有)テイチ（地元漁協の構成員でつくる法人、現在は(株)西海丸定置）
活用した事業	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
実施した手続き	用地交換、占用許可、漁港施設用地利用計画変更

海業の取組事例（福井県小浜市・内外海漁港）

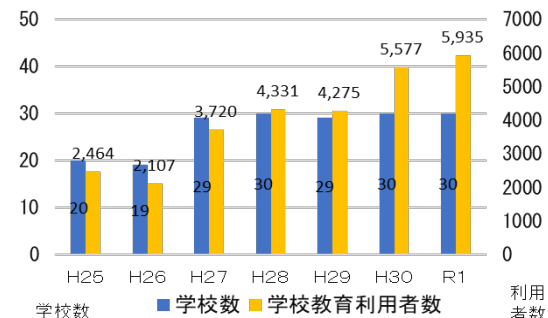
- 内外海漁港の港内を活用して、平成19年より「ブルーパーク阿納」を開所し、交流・体験型の食に関する教育の受入を開始。港内泊地を釣り体験の場に活用するとともに、用地を釣った魚を捌いたり食べたりするスペースに活用。
- 漁港背後には、地元水産物を提供する「漁家民宿」が多数。地域一帯となって漁業体験、水産物消費、宿泊とパッケージとなった体験型ツアーを展開し、施設への利用数は年々増加しており、地域活性化に寄与。



事業実施時期	平成19年オープン
事業実施主体	小浜市阿納体験民宿組合
設置した施設と有効活用手段	①魚捌き体験施設 ⇒漁港環境整備施設用地（補助用地）の占用許可 ②屋根(BBQスペース) ⇒水域の占用許可（10年間） ③釣り堀、釣り桟橋 ⇒水域の占用許可（10年間）

効果

- 学校教育利用者数は年々増加し、利用者数は5,935人、30校（R1）
- 地元の民宿の女将や漁師が体験のインストラクターを担当し、地域の雇用確保にも貢献。



漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の概要

背景

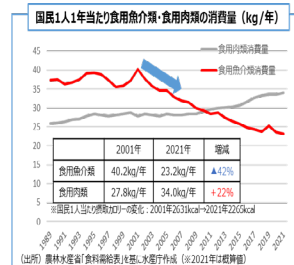
- 水産物消費の大幅な減少、主要魚種の不漁等の重要な課題に対し、漁港における「海業」の推進等により、水産業の発展及び漁業地域の活性化を図り、将来にわたって国民に水産物を安定的に供給していくため、以下の対応が必要。

1. 漁港における水産物の消費増進等のための取組の推進

- 漁港について、漁業上の利用を前提として、その価値や魅力を活かし、水産物の消費増進や交流促進に寄与する取組を、漁業利用との調和を図りつつ推進する仕組みを構築。

2. 漁港の機能強化

- 養殖による安定供給、輸出促進等に向けた衛生管理の高度化、販売機能の強化等の課題に対応できるよう、漁港施設を見直し。



法律の概要

漁港漁場整備法の一部改正

1. 漁港施設等活用事業制度の創設

① 法目的に「漁港の活用促進」を追加

- 目的規定に「漁港の活用促進」を追加し、法律名を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」とする。(第1条)
- 国が定める基本方針に、漁港施設等活用事業の推進等に関する事項を追加。(第40条)

② 漁港施設等活用事業制度

- 漁港管理者は、基本方針に即して、漁港の漁業上の利用を確保するための関係者との調整等を経て、漁港施設等活用事業（漁業上の利用を確保した上で、漁港施設、水面等を活用して水産物の消費増進や交流促進に寄与する事業）の推進に関する計画を策定できる。(第4条の2、第41条)
- 上記推進計画が策定された漁港において、漁港管理者の認定を受けて漁港施設等活用事業を実施する者に対し、事業を安定的に実施するための新たな権利・地位として、
 - ・ 行政財産である漁港施設の貸付（最大30年）や、
 - ・ 漁港水面施設運営権（最大10年、更新可）の設定
 - ・ 水面等の長期占用（最大30年）を可能とする。(第4条の3、第39条、第44条、第48条、第57条)



2. 漁港施設の見直し等

- 防波堤、岸壁、荷さばき所等の漁港の機能を構成する「漁港施設」について、養殖の推進、衛生管理の高度化、販売機能の強化等に対応するため、陸上養殖施設、配送用作業施設、仲卸施設、直売所、燃料供給施設等を追加。(第3条)



- 漁港管理者と協力して漁港の維持管理等を行う団体を指定する制度を創設。(第61条～第65条)

水産業協同組合法の一部改正

- 漁業協同組合等が漁港施設等活用事業を実施する場合、組合員の労働力に係る員外利用制限の対象外とする。(第11条、第87条)

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

漁港施設等活用事業制度の創設

- 漁港について、漁業上の利用を前提として、その有する価値や魅力を活かし、水産業・漁村を活性化する制度を創設。
- 地域の理解と協力の下、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設・水域・公共空地を有効活用し、水産物の消費増進や交流促進に資する事業を計画的に実施。

■ 漁港施設等活用事業（※1）の実施スキーム

基本方針【農林水産大臣】

- ・地域水産業の発展に資する漁港の役割や漁業上の利用の確保の考え方を記載

活用推進計画【漁港管理者（地方公共団体）】

- ・地域水産業の実態を踏まえ、事業の内容や区域等を決定
- ・漁業利用に支障を及ぼさないための措置
- ・漁業者等の意見聴取等地域の合意プロセス

申請

認定

漁港活用の実施計画【事業者】

- ・漁港管理者の計画の下、創意工夫を活かして事業計画（地域水産業の消費増進や交流促進）を策定
- ・漁港管理者の認定を受けた計画に基づき、長期安定的に事業を実施

【長期安定的な事業環境の確保のための特別措置】

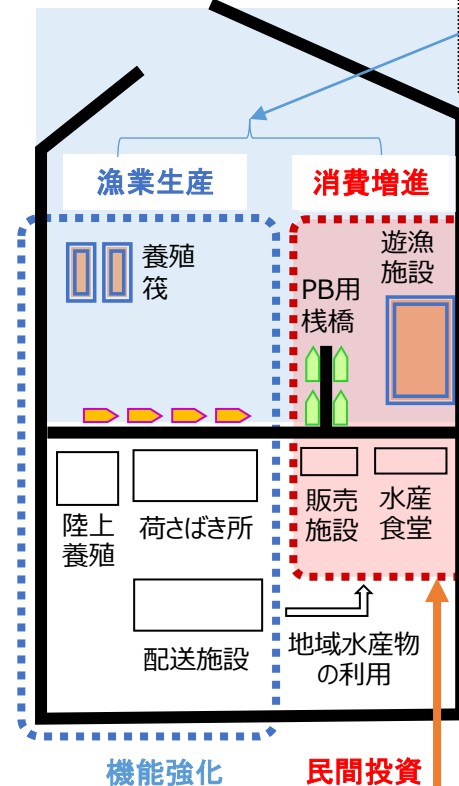
- ① 漁港施設（行政財産）の貸付け（最大30年）
- ② 漁港区域内の水域・公共空地の長期占用（最大30年）
- ③ 漁港水面施設運営権（みなし物権）（※2）の取得（最大10年、更新可）

※1 漁港施設等活用事業：漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設、漁港区域内の水域、公共空地を活用し、当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定に寄与する事業（水産物の消費増進、交流促進）

※2 漁港水面施設運営権：漁港施設等活用事業のうち、水面固有の資源を利用する遊漁や漁業体験活動、海洋環境に関する体験活動等の機会の提供を行うため、水面を占用して施設を設置し、運営する権利

本来機能を発揮しつつ
安定的な事業環境を整備

■ 事業イメージ



漁業利用と海業利用の輻輳を避けつつ、漁業生産活動と消費増進に資する取組が相乗的に地域水産業の発展を後押し。

交流促進



遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験や学習の機会の提供
その他交流促進に資する事業

消費増進



販売施設又は飲食店の設置及び運営その他水産物の消費増進に資する事業

海業推進の支援事業の概要(令和6年度概算要求)

当省のハード・ソフト両面での事業支援制度を活用し、漁港の利活用環境の改善や海業展開に必要な調査、活動、施設整備等を支援するとともに、関係15省庁の協力の下、海業に活用可能な国などの支援策をまとめた「海業支援パッケージ」を作成・周知し、海業を推進

(1)当省の主な支援事業

※【】内は令和6年度概算要求額

①海業の展開に必要な調査等

○浜の活力再生・成長促進交付金(水産業強化支援事業)【45億円の内数】

- ・海業支援施設等の効果を促進するための情報発信等及びこれに係る調査
 - ・地域の活性化を図る地域人材の育成等及びこれに係る調査
 - ・漁村における交流面での活性化のための計画調査、外部人材招聘 等
- ※ 複数の地域が連携した取組の国庫交付額の上限緩和を拡充要求

○漁港機能増進事業【12億円の内数】

- ・漁港の機能の再編分担及び有効活用に関する調査、総合整備計画の策定 等

②海業にかかる活動支援

○農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション推進事業)【117.4億円の内数】

- ・農林漁業者、商工業者等が連携した新商品開発・販路開拓等の取組
- ・コロナ禍からの再始動を図る、渚泊ビジネスの実施体制の再構築及び高付加価値化を目指し、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組【拡充】 等

○漁協経営基盤強化対策支援事業【3.7億円の内数】

- ・海業に取り組む漁協へのコンサルタント派遣・金融支援

○離島漁業再生支援等交付金【14.63億円の内数】

- ・離島地域の漁業集落が共同で行う漁業の再生のための取組
- ・特定有人国境離島地域における漁業・海業による雇用機会の推進のための取組

③漁港の利活用環境整備、海業支援施設の整備

○水産基盤整備事業【873億円の内数】

- ・漁港施設・用地の再編・整序等

○浜の活力再生・成長促進交付金(水産業強化支援事業)【45億円の内数】

- ・地域水産物普及施設、漁業体験施設等の整備
- ・漁船以外の船舶の簡易な係留施設、陸上保管施設等の整備

○農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション整備事業)【117.4億円の内数】

- ・農林水産物の加工施設、販売促進(販売・貯蔵用)施設等の整備
- ・釣り、潮干狩り、磯遊びの施設・休憩所等の整備
- ・遊漁、ダイビング等に利用される係留施設、増殖施設等の整備
- ・古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設など高付加価値化モデル創出を含む渚泊を推進するために必要な施設の整備【拡充】 等

○漁港機能増進事業【12億円の内数】

- ・漁港の有効活用促進のための、陸上養殖に必要な用水・排水施設、水産種苗生産施設、養殖用作業施設等の整備
- ・漁港の機能再編のための、用地の区画整理・整備・嵩上げ・舗装、支障物件の撤去 等

(2)海業支援パッケージ

- ・海業に取り組む民間企業や漁協、海業を推進する地方公共団体等の参考となるよう、関係15省庁の協力の下、海業に取り組む際に関連する施策をまとめた「海業支援パッケージ」を作成。(令和4年12月作成、令和5年6月更新)
- ・求められる支援内容に応じて、「海業の展開に必要な調査」、「ビジネス導入・創出・継続」、「経営改善、人材育成」、「デジタル化」などに分類。
- ・水産庁に総合相談窓口を開設し、相談内容に応じて関係省庁にも確認しつつ、一元的に対応。

海業に取り組む皆様へ

海業支援パッケージ（令和5年度版）

令和5年6月

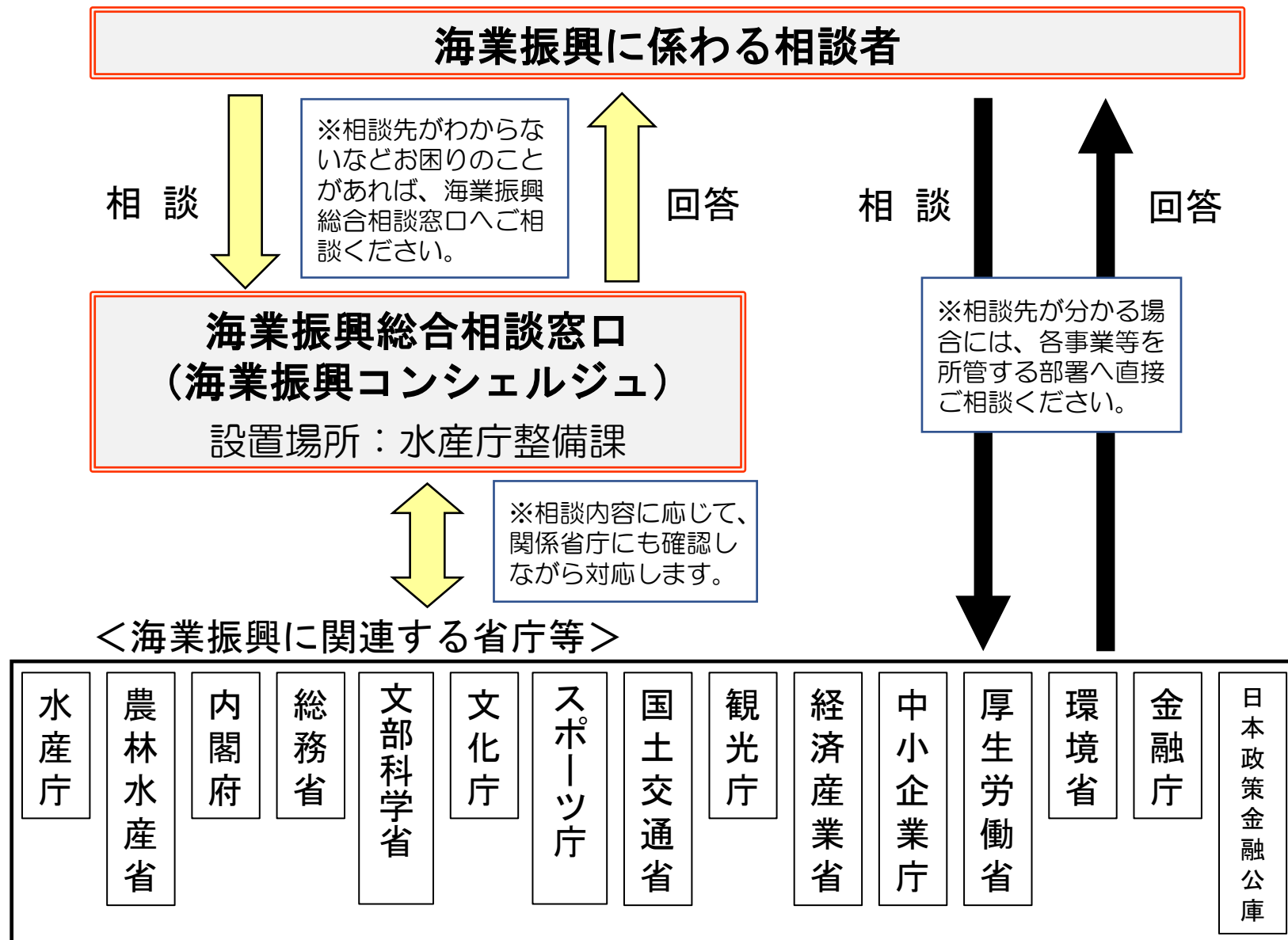
水産庁

目次

本資料について	1		
＜海業に関するご相談＞		＜金融＞	
海業振興総合相談窓口（海業振興コンシェルジュ）	2	金融サポートを受けたい	26
＜海業の展開に必要な調査＞		＜税制＞	
海業の展開に必要な調査の実施や計画を策定したい	5	税制の優遇措置を受けたい	35
＜漁港内で海業を行う場の確保や既存施設の活用等＞		＜活動支援＞	
既存漁港施設（用地、水域を含む）を海業のために活用したい	9	■海釣り、マリンレジャー等	
漁港用地を再編・整序、漁港施設を再編・整理したい	9	海釣り、マリンレジャー、マリンスポーツ等に取り組みたい	36
共同利用施設を再編・整理したい	10	クルージング、釣り等のマリンレジャー振興に取り組みたい	37
既存漁港施設（用地、水域を含む）を海業のために活用 する際に必要となる手続き等	11	■飲食、販売、加工	
＜ビジネス導入・創出・継続＞		飲食事業、販売事業、加工品開発・製造に取り組みたい	38
ビジネスを展開したい	12	■漁港を利用した増養殖	
業務改善をしたい	14	漁港及びその周辺で増養殖に取り組みたい	41
事業承継をしたい	14	■渚泊、体験等	
地域の魅力を発信したい	15	渚泊や体験活動等に取り組みたい	43
＜経営改善、人材育成＞		＜施設整備＞	
人材を確保したい	16	■海釣り、マリンレジャー等	
人材を育成したい	19	漁港に釣りやプレジャーボート等の受入施設を整備したい	47
専門家に相談したい	20	漁村への交通手段を確保したい	48
＜観光業との連携＞		■飲食、販売、加工	
観光業と連携して交流人口を増やしたい	21	飲食事業、販売事業、加工品開発・製造のための施設を整備したい	49
＜デジタル化＞		■漁港を利用した増養殖	
デジタルを活用してビジネスを展開したい	24	漁港の水域で増養殖環境を整備したい	50
		漁港周辺で陸上養殖・種苗生産の施設を整備したい	51
		■渚泊、体験等	
		宿泊施設や体験施設を整備したい	52
		漁村の伝統文化、景観に関する施設を整備したい	54

海業振興総合相談窓口（海業振興コンシェルジュ）

水産庁では、漁港やその周辺の漁業地域において海業振興に取り組む方々に向けた総合相談窓口を開設しています。



海業(うみぎょう)振興モデル地区について

趣 旨

海業振興の先行事例を創出し、広く普及を図っていくため、「海業の事業化を検討している地区」や、「海業の取組の拡大を検討している地区」など、海業振興のモデル形成に取り組む意欲のある地区(モデル地区・12地区)において、海業の事業化の検討支援を行っているところ。

本支援により得られた成果や情報については、今後、海業振興に取り組む自治体等の参考となるよう、普及のための資料や講演、ホームページ等において活用する。

支援内容

1. 調査支援

- ・地区の現状及び海業を振興する上での課題について、現地調査や関係者ヒアリング等により整理
- ・地区の水産業の現状について、産業連関分析や地域経済循環分析等により経済波及効果等の評価

2. 関係者協議支援

- ・現地関係者によるワークショップ（地区協議会）の設立、運営

3. 計画策定支援

- ・海業の計画づくり
- ・新たな海業の取組による効果検証

4. その他支援

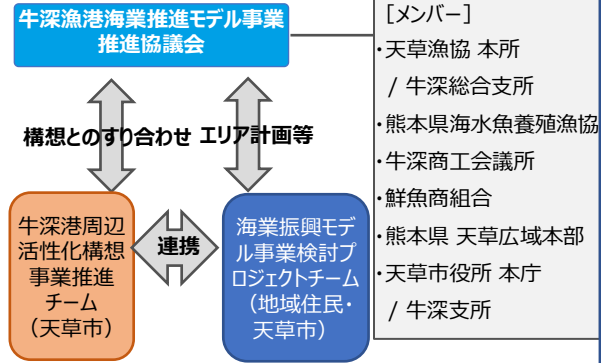
- ・漁港施設活用のための財産処分手続き等への助言
- ・その他海業推進に係る相談対応

海業の事業計画骨子（案）【事例① 熊本県天草市 牛深漁港】

1. 現状と課題

- 熊本県天草市の最南端に位置する牛深は、鹿児島方面から天草への南の玄関口。
- 県下最大の漁港であるが、近年は漁獲量が減少し、魚価向上や漁家の所得確保対策が望まれている。また、水産関連産業等も衰退し、人口減少・高齢化が進み、地域産業の活性化、地域住民の交流の場、雇用の創出が望まれている。
- 天草漁協牛深総合支所・青壮年部を中心に、缶詰等の水産物の商品開発等が進められている。
- 牛深の中心エリアである台場地区には、機能移転後の旧漁協施設や遊休地があり、有効活用が望まれている。

2. 検討体制



3. 海業の具体的な取組・実施主体（案）・期待される効果

①チャレンジスペース整備（天草市）

- ※運営は民間事業者
- ※コンテナ店舗やキッチンカー等で飲食提供や直売を実施（漁協青壮年部、民間事業者等）

【期待される効果】

- 域内での水産物消費拡大
- 漁業所得の向上
- 賑わいの創出
- 地域の雇用の創出

②総合交流施設整備（天草市）

- ※水産業を学ぶ場、体験施設併設
- ※体験の実施は民間事業者

【期待される効果】

- 水産業への理解増進
- 観光客の滞在時間の増加
- 域内産業の活性化
- 観光地としての魅力の増大
- 地域の担い手の確保

③ウォーキングロード整備（天草市等）

【期待される効果】

- 地域の回遊性の向上
- 観光客の滞在時間の増加
- 域内の消費の拡大

○実証試験の実施（チャレンジスペース完成までの期間）

- ・飲食・直売（漁協青壮年部）
- ・加工体験（加工業者）

- ※イベントへの出展
- ※アンケート等を実施
- ※チャレンジスペース出店準備

【期待される効果】

- 出店にむけた十分な準備
- 出店意欲の維持

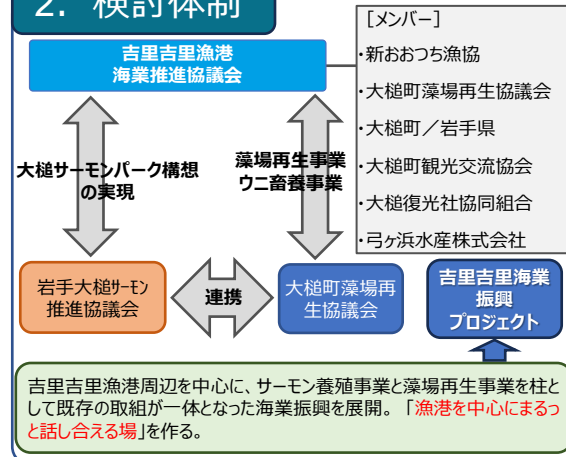


海業の事業計画骨子（案）【事例② 岩手県大槌町 吉里吉里漁港】

1. 現状と課題

- 大槌町は岩手県沿岸部のほぼ中間に位置。
- 震災後は、カキ・ホタテ・ワカメ養殖業を基幹として復興が進んできたが、スルメイカ、サケ、サンマといった主要魚種の不漁が原因で定置網漁業の低迷、大槌魚市場の取扱高減少等の課題が顕在化。漁業や背後関連産業の縮小（加工・流通産業における原料の確保、調達価格の高騰）といった課題に直面している。
- 上記の課題に対し、企業との連携によるサーモン養殖業の新規導入、外部機関・団体と連携した藻場保全活動等の展開といった取組が実践され、一定の成果が挙げられているが、今後は中核的取組のさらなる推進とともに、有機的な連携を図って相乗効果を上げていく仕組みづくりが必要。

2. 検討体制



3. 海業の具体的な取組・実施主体（案）・期待される効果

【岩手大槌サーモン養殖事業の成長産業化】

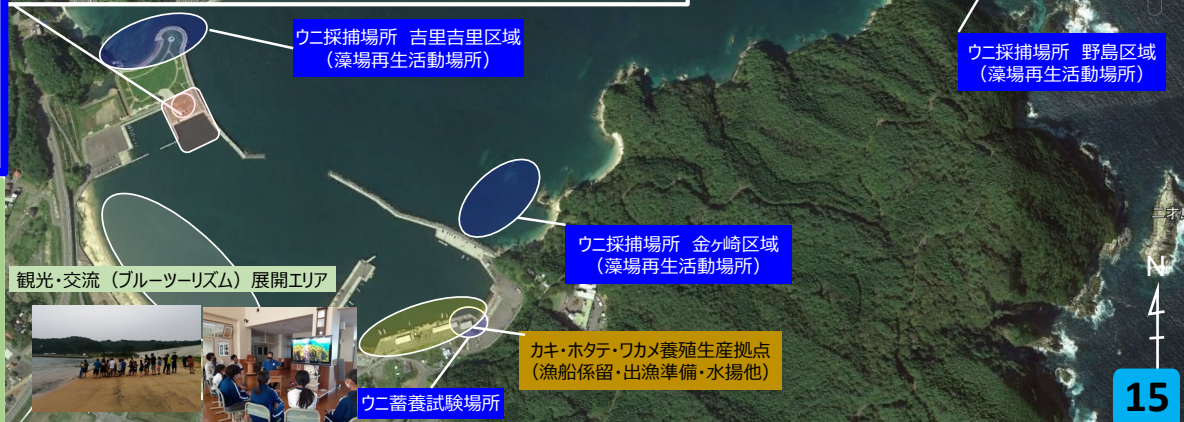
- ・養殖生産拡大に向けた具体策の検討・実践
 - 1)内水面養殖（中間育成）施設の整備
 - 2)吉里吉里漁港の養殖拠点機能施設整備の検討※
 - 3)地元漁業者による養殖業参入の検討※
 - ・「岩手大槌サーモン祭り」等での消費拡大・PR活動
- 【期待される効果】
- 漁業所得の向上
 - 地域の雇用の創出
 - 加工・流通等関連産業への経済波及

【藻場再生事業及び、ウニ畜養事業の事業化】

- ・磯焼けにより消失した藻場の再生・保全活動の継続
 - 1)磯焼け対策活動（ウニ駆除等）の継続
 - 2)藻場再生協議会事務局の運営
 - 3)Jブルークレジット活用による持続可能な保全活動の実現
 - ・磯焼け対策活動で生じる痩せウニの有効活用
 - 1)痩せウニの試験養殖の実施（陸上・海面での畜養試験）
- 【期待される効果】
- 漁業所得の向上
 - 藻場保全による資源回復

【観光・交流、海洋学習事業の展開】

- ・既存取組の連携による観光・交流及び海洋学習の推進
 - 1)ニーズ調査、コンテンツ開発（藻場再生、スキューバダイビング、漁業体験 等）
 - 2)出前授業、はま留学、教育旅行の継続・改善・発展
- 【期待される効果】
- 交流人口の増大
 - 地域の理解増進
 - 賑わい創出



「海業」の推進に取り組む地区」を募集します！

ポイント

水産庁は、**海業(うみぎょう)**を普及・推進するため、令和5年12月4日から、令和6年1月31日まで、「海業の推進に取り組む地区」を募集します。

選定されると・・・

「海業の推進に取り組む地区」



海業の取組計画を**水産庁ホームページ等で公表**させていただき、**個別に助言や海業の推進に関する情報提供**等を行うなど、**取組を積極的に支援**します。

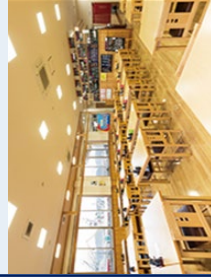
応募主体

漁港管理者、地方公共団体、水産業協同組合、民間事業者(任意団体含む)

対象となる取組

「水産業の健全な発展等に寄与するもの」、「海や漁村の地域資源や魅力を活かしたもの」、「漁港管理者等関係者の間で協力関係が構築されているもの」、「地域内での経済波及効果が期待されるもの」、「おおむね2年以内に取組を開始するもの」のいずれも満たすもの

海業イメージ



飲食・販売、漁業体験・宿泊、釣り・レジャー、増養殖 等

応募期間

令和5年12月4日(月)から令和6年1月31日(水) 17:00(必着)

応募書類

「海業取組計画書」(海業の取組内容、効果、協力体制、スケジュール等を記載)
※応募書類は、水産庁HPからダウンロードしてください
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/keikaku/231204.html>

提出・お問合せ先

水産庁 漁港漁場整備部 計画課 利用調整班
〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

電子メール: daisuke_kawano950@maff.go.jp

kentaro_kato580@maff.go.jp

電話: 03-3506-7897

水産庁HP



海業推進に向けた政策について

【参考資料】

1. 「海業の推進に取り組む地区」募集について
2. 改正漁港漁場整備法の施行準備について

令和5年12月13日
水産庁計画課

1. 「海業の推進に取り組む地区」募集について

1. 目的

漁村においては、人口減少や高齢化が進行し、地域の活力が低下する地域がある一方で、漁村の交流人口は約2千万人と、大きなポテンシャルを有しており、豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業等の取組により、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出していく必要があります。

そのため、水産庁では、「海業の推進に取り組む地区」を募集し、当該取組を積極的に推進するため、水産庁ホームページ等で公表するとともに、横展開を図る必要がある取組を中心として、各地区と連携して、実証的に海業の計画策定に取り組めます。

2. 「海業の推進に取り組む地区」について

応募いただいた地区のうち、以下に該当するものについては、「海業の推進に取り組む地区」として、海業の取組計画を水産庁ホームページ等で公表させていただき、当該取組を積極的に推進するとともに、全国の海業の推進に取り組む地区の参考とさせていただきます。

「海業の推進に取り組む地区」に対しましては、水産庁から、必要に応じて、個別に助言や海業の推進に関する情報提供等を行います。

- ・水産業の健全な発展及び水産物の供給安定化に寄与し、地区の水産物の消費増進や他の地域との交流促進により、地域のにぎわいや所得・雇用の創出が期待されるもの
- ・海や漁村の地域資源や魅力を活かしたもの
- ・取組実施に当たり、当該地域の漁業者・水産業協同組合、漁港管理者等関係者の間で協力関係が構築されているもの
- ・地域内での経済波及効果が期待されるもの（特定の者のみが利益を上げる取組でないこと）
- ・おおむね2年以内に取組を開始するもの

3. 応募について

(1) 応募主体

応募主体は、次のいずれかの者となります。

- (ア) 漁港管理者（地方公共団体）
- (イ) (ア) 以外の地方公共団体
- (ウ) 水産業協同組合
- (エ) 民間事業者（任意団体含む）

なお、応募に当たっては、上記2. の要件のとおり、地域の漁業者・水産業協同

組合、漁港管理者等関係者の間で協力関係が構築されています。応募様式に協力体制について記載してください。

(2) 対象とする取組

対象とする取組内容を分かりやすくするため、以下の分類のどれに該当するか選んでいただくようお願いします（(ア)から(オ)の複数の取組を合わせて行う場合も含む）。

- (ア) 飲食・販売・加工関係
- (イ) 渚泊・体験・観光関係
- (ウ) 釣り・マリレジャー
- (エ) 漁港を利用した増養殖関係
- (オ) その他、地域のにぎわいや所得向上、雇用創出に資する取組

なお、取組の活動範囲は、主な対象範囲を漁港区域内としています。漁港区域外にある施設や団体と連携して活動を行う場合も対象となりますので、その際には、それを明らかにしても構いません。

4. 「実証的に海業の計画策定に取り組む地区」について

(1) 計画策定手法の開発

「海業の推進に取り組む地区」のうち、

- ・漁港施設等活用事業による漁港水面施設運営権を活用した海業の取組
- ・離島など、都市からの交通に時間がかかる地区での取組
- ・官民が連携した取組
- ・インバウンドを対象とした取組
- ・これまで海業の取組の経験がない漁協・漁業者が新たに海業に取り組むもの

など、新制度を活用する、これまで取組事例が少ない、といった海業を普及・推進するに当たっての新たな知見として横展開を図る必要がある取組を中心に、水産庁において、新たな計画策定手法開発を行うこととします。

(2) 具体的な取組内容

各地区と連携して実証的に海業の計画策定に取り組むものとして、以下の(ア)から(ウ)等を行います。

- (ア) 地区の現状及び海業を振興する上での課題について、現地調査や関係者ヒアリング等により整理、地区の水産業の現状について、産業連関分析や地域経済循環分析等により経済波及効果等の評価
- (イ) 現地関係者によるワークショップ（地区協議会）の設立、運営
- (ウ) 海業の計画づくり、新たな海業の取組による効果検証

(3) 実証期間

実証期間は、公表日から、令和7年2月頃までとします（（ウ）の計画案の骨子の作成は、令和6年10月頃を目途とします）。

（4）成果等の扱い

実証により得られた成果や情報については、今後、海業振興に取り組む自治体等の参考となるよう、普及のための資料や講演、水産庁ホームページ等において幅広く活用してまいります。なお、公表する内容については、個人情報に関わる部分等を除くとともに、必要に応じ応募主体等との調整を行います。

5. 地区の公表について

全国の海業の推進に取り組む地区の参考とするため、「海業の推進に取り組む地区」等については、水産庁ホームページ等で公表します。

（1）件数

「海業の推進委取り組み地区」は、地区数上限はありません。「実証的に海業の計画策定に取り組む地区」は、10件程度を予定しています。

（2）公表通知

「海業の推進に取り組む地区」及び「実証的に海業の計画策定に取り組む地区」については、令和6年3月を目途に応募者に対して通知するとともに、水産庁ホームページにて公表する予定です。「海業の推進に取り組む地区」の水産庁ホームページで紹介に当たっては、取組概要（様式2）の作成をお願いすることになりますのでご承知ください。

6. 応募方法

以下の宛先まで、応募期間内に提出してください。

（1）宛先

水産庁漁港漁場整備部計画課利用調整班

〒100-8907東京都千代田区霞が関1-2-1

添付海業推進計画書（様式1）を別添「海業の推進に取り組む地区」公募要領の

6. 応募方法（2）提出先に記載しているアドレスへ電子メールで送付してください。

なお、取組概要（様式2）につきましては、可能であれば応募時に添付をお願いします。

（2）応募期間

令和5年12月4日（月曜日）から令和6年1月31日（水曜日）17時00分（必着）

2. 改正漁港漁場整備法の施行準備について

第211回通常国会において成立した「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律」の令和6年4月1日の施行に向け、関係する政令等の整備作業を進めています。

令和5年10月 関係政令（期日政令・整備政令） 公布

【漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令】

- ・改正法の施行期日を令和6年4月1日に定めるもの

【漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令】

- ・漁港漁場整備法の名称変更等に伴い、関係政令の改正を行うもの
- ・漁港水面施設運営権の設定に関する事項を記載した計画について、その認定の申請に係る欠格事由の規定のうち、「親会社等」の定義について定めるもの 等

11月 関係政令（運営権登録令） 公布

【漁港水面施設運営権登録令】

- ・漁港水面施設運営権の登録に関して、登録に係る手続や登録事項等を定めるもの

12月下旬 関係省令（整備省令・登録令施行規則） 公布（予定）

【漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則】

- ・漁港施設等活用事業に関する手続等を補足するもの
- ・漁港施設の追加に伴う特定漁港施設の貸付対象施設の見直し等

【漁港水面施設運営権登録令施行規則】

- ・漁港水面施設運営権の登録に関して、登録に係る手続や登録事項等を補足するもの

12月下旬 漁港施設等活用基本方針 <別紙> 公表（予定）

改正漁港漁場整備法により創設された「漁港施設等活用事業」に関して、農林水産大臣が策定する「漁港施設等活用基本方針」については、水産政策審議会漁港漁場整備分科会において審議の上、11月に答申。

令和6年 1月以降 漁港施設等活用事業の円滑な実施に向けた運用通知等
策定・周知（予定）
4月 改正漁港漁場整備法等 施行

＜趣旨＞

- ・漁港施設等活用事業の推進に当たって、法律の趣旨を踏まえた適切な運用がなされるよう、そのあり方を農林水産大臣が策定。
- ・地域の創意工夫を凝らした自由度の高い取組を全国に展開していくため、守るべき最低限の共通の考え方を明らかにするもの。

＜主な記載事項＞

I. 漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方向

◇漁港施設等活用事業の前提

- ・水産業の発展及び水産物の安定供給に寄与すること。
- ・漁港は漁業上の利用が第一であり、十分な調整のもと実施されること。
- ・事業実施の効果が、地域の広範に及ぶこと。
- ・活用する漁港施設等の機能が適切に維持、保全されること。
- ・地域の十分な理解と協力のもと実施されること。

◇漁港施設等活用事業の範囲

- ・消費増進事業（当該漁港における水産物の販売や料理の提供など）
- ・交流促進事業（遊漁、漁業体験活動、海洋環境に関する体験や学習の機会の提供など）

◇漁港管理者の役割

- ・漁港利用の調整、漁港施設等の機能の維持、保全 等

II. 漁港施設等活用事業の適切かつ確実な実施に関する事項

◇活用推進計画の策定に関する基本的な考え方

- ・適切な事業内容や実施期間の設定の考え方
- ・活用を図る漁港施設等の設定の考え方
- ・事業実施後の原状回復措置の考え方 等

◇活用推進計画の策定に当たっての関係者との調整の考え方

- ・漁協、漁業者等への意見聴取 等

◇実施計画の認定の基本的な考え方

- ・漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないこと
- ・漁港の保全に著しく支障を及ぼすおそれがないこと 等

III. 漁港水面施設運営権に関する基本的な事項

◇漁港水面施設運営権の対象となる事業の範囲

- ・水面に存する水産動植物や海洋環境等の価値を利用する遊漁、漁業体験活動、海洋環境に関する体験や学習の機会の提供を行う事業

IV. 漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項

◇漁港の漁業上の利用の確保に関する基本的な考え方

- ・漁業根拠地としての機能が将来にわたって発揮されること

◇漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないものであること

- ・漁業上の利用との重複がないよう、空間的、時間的に調整
- ・水域における漁船とその他船舶との動線に関する配慮
- ・陸域における漁業上の利用とその他利用との動線に関する配慮

V. その他重要事項

◇法令遵守、漁港利用者の安全確保、環境との調和 等